

平成27年（行ウ）第429号 イラク戦争検証結果報告書不開示処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国（処分行政庁 外務大臣）

準備書面(5)

平成28年12月13日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

被告指定代理人

田原昭彦 

湯峯奈々子 

西永知史 

杉浦雅俊 

山崎智章 

村岡楓公 

宮野理子 

石川真由美 

柳田勝也 

第1	情報公開法5条3号所定の「おそれ」の解釈と立証責任	4
第2	本件文書1の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること	7
1	本件文書1の作成目的（本件検証の目的）	8
2	現下の国際情勢に鑑みれば、いずれかの国が武力行使に至る事態が起こり、我が国としての立場、政策を定める必要が生じることが十分に想定されること	8
3	本件文書1の各不開示部分における不開示情報該当性	11
(1)	1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分	11
(2)	1ページ脚注3行目から6行目まで	13
(3)	2ページ1行目から11行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分	14
(4)	項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分	18
(5)	項目「日本の状況」に係る不開示部分	21
(6)	項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示部分	23
(7)	項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」に係る不開示部分	26
(8)	項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」に係る不開示部分	29
(9)	項目「検討・意思決定プロセス」に係る不開示部分	31
(10)	項目「武力行使の支持に至るプロセス」に係る不開示部分	33
(11)	項目「米側への働きかけ」に係る不開示部分	37
(12)	項目「米国以外の各国への働きかけ」に係る不開示部分	40
(13)	項目「武力行使の法的側面」（国際法上の合法性）に係る不開示部分	43
(14)	項目「武力行使の支持の理由」に係る不開示部分	47

(15) 項目「国民への説明責任についての検証：国会，広報等」に係る不開示部分	50
(16) 項目「情報収集・分析」に係る不開示部分	53
(17) 項目「政策決定・実施」に係る不開示部分	56
(18) 項目「国民への説明責任」に係る不開示部分	59
(19) 参考資料2（検証チーム名簿）に係る不開示部分	62
第3 結語	64

被告は、本準備書面において、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定が適法であることについて、原告の平成28年6月30日付け準備書面(1)（以下「原告準備書面(1)」という。）、原告の平成28年7月11日付け準備書面(2)（以下「原告準備書面(2)」という。）に対し必要に応じて反論するとともに、従前の主張を補充する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるほかは、従前の例による。

第1 情報公開法5条3号所定の「おそれ」の解釈と立証責任

1 原告の主張

原告は、東京高等裁判所平成26年7月25日判決（以下「東京高裁平成26年判決」という。）を引用し、同判決は「『判断の公正妥当を担保するに足りる、可能な限り具体的な事実関係に基づく合理的な根拠を〔被告が〕示すことを要する』としている。」「各論的な判断においては、これらの「おそれ」の類型（引用者注：情報公開法5条3号に定める「国の安全が害されるおそれ」、「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」及び「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」）に応じて、『同条3号所定のおそれがあると合理的に判断する根拠があることを証明する必要がある』と主張する（原告準備書面(1)第3の3・10ないし14ページ）。

2 被告の反論

(1) 情報公開法5条3号所定の「おそれ」は、行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかを判断すべきであること

しかしながら、情報公開法5条3号は、我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益を確保することは、国民全体の基本的な利益を擁護するために政府に課された重要な責務であって、同法においてもこれらの利益を十分に保護する必要があることから、設けられた規定である（総

務省行政管理局「詳解情報公開法」60ページ)。そして、被告準備書面(1)第3の1(1)(11及び12ページ)で述べたとおり、同号に規定された情報は、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政治的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、同号は、行政機関の長がした判断について広く裁量権を認めたる趣旨の規定であり、司法審査の場においては、裁判所は、同号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか(「相当の理由」があるか)どうかを審理・判断することが適当である。このことは、情報公開法5条1号、2号イ、5号及び6号の規定が「…おそれがあるもの」となっているのに対し、同条3号が「…おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」となっていることの違いからも明らかである。

この点、東京高裁平成26年判決は、行政庁に広範な裁量を委ねる趣旨ではなく、法規の目的に従って所定の権限を適法に行使すべきものとしての限定を付する趣旨であるとした上、情報公開法5条3号所定のおそれがあると認めることにつき相当の理由があることについてあたかも被告に主張立証責任があるかのような判示をしているが、そのような判断であるとすれば、上記のような立法趣旨、行政庁の長の判断の専門性・技術性、同条の他の条項の文言との違い等を軽視しているといわざるを得ない。また、東京高裁平成26年判決は、上記のような判断の根拠として、平成17年法律第55号による改正前の旅券法(以下「平成17年改正前旅券法」という。)13条1項5号の解釈に関する最高裁判決(最高裁昭和44年7月11日第二小法廷判決・民集23巻8号1470ページ)を挙げるが、平成17年改正前旅券法13条1項5号は「外務大臣において、著しく且つ直接に日本国の利益又

は公安を害する行為を行う虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」(下線引用者)に対して外務大臣が旅券の発給等をしないことができるとの規定であるところ、上記規定は、文言上「著しく直接に」との限定が付されており、他方、情報公開法5条3号の「おそれ」には上記のような限定が付されていないから、両者では行政機関の長ないし外務大臣が認める「おそれ」の程度ないし内容が異なるというべきである。むしろ、被告準備書面(1)第3の1(1)(13ページ)で述べたように、情報公開法5条3号の文言は、最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決が、「在留期間の更新を認めるに足りる相当の理由がある」かどうかの判断に法務大臣の広い裁量を認めた、出入国管理及び難民認定法21条3項の規定の文言を参考に立法されたものであるから、平成17年改正前旅券法13条1項5号と情報公開法5条3号を同列に論じることは適切でない。

また、情報公開法5条3号の解釈に関して東京高裁平成26年判決と同旨の最高裁判決はなく、むしろ、最高裁判所は、同号と同様の規定ぶりである情報公開条例の規定(「…おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」)に関する事案につき、被告主張と同趣旨の判示をしている(最高裁平成19年5月29日第三小法廷判決・集民224号463ページ、最高裁平成21年7月9日第一小法廷判決・集民231号215ページ)。また、東京高裁平成26年判決の後に言い渡された同号の解釈に関する裁判例においても、行政機関の長の第一次判断を尊重し、その判断が合理的なものとして許容される範囲内であるかどうかを審理されるべきであって、同号に該当する旨の行政機関の長の判断が社会通念上合理的なものとして許容される限度を超えない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったものとは認められないとして、当該不開示決定は適法とされている(東京高等裁判所平成28年5月18日判決(平成27年(行コ)第451号・判例集未掲載(乙第12号証))、東京地方裁判所平成27年11月26日判

決（平成27年（行ウ）第431号・判例集未搭載（乙第13号証）〔乙第12号証の原審〕）、大阪高等裁判所平成28年6月29日判決（平成27年（行コ）第121号・判例集未搭載（乙第14号証））。

(2) 立証責任は原告が負うこと

そして、立証責任については、被告準備書面(1)第3の1(2)イ（13及び14ページ）で述べたとおり、不開示情報該当性の判断に至る過程で行政機関の長が行った各段階における当該行政機関の長の裁量権の行使に逸脱・濫用があったことを基礎づける具体的事実について、原告がその主張立証責任を負うものと解すべきである（名古屋高等裁判所平成17年3月17日判決・訟務月報52巻8号2446ページ、前掲東京高裁平成28年5月18日判決及び同大阪高裁平成28年6月29日判決参照）。

なお、被告は、原告が上記の主張立証を行うために必要な限度で、行政機関の長が認定した前提事実の内容、当該認定事実の情報公開法5条3号の要件への当てはめ、その要件充足性の判断に基づく当該不開示情報に該当するとの認定（評価）の概略を明らかにする必要がある。しかし、このことは、上記の各事項について被告が主張立証責任を負うことを意味するものではなく、飽くまで、原告が裁量の逸脱・濫用を基礎づける事実を具体的に主張立証するために、被告がその前提となるべき事項を指摘するにすぎないものである（前掲名古屋高裁平成17年3月17日判決、同東京高裁平成28年5月18日判決及び同大阪高裁平成28年6月29日判決参照）。

その上で、実際の判断においては、原告の主張立証を踏まえた上で、情報公開法5条3号の「おそれ」があると行政機関の長が認めることにつき、相当の理由があるか、すなわち合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかの検討が重要である。

第2 本件文書1の各不開示部分につき不開示情報該当性が認められること

1 本件文書1の作成目的（本件検証の目的）

(1) 本件文書1を作成した目的、すなわち、本件検証の目的は、2003年（平成15年）3月以降の米国、英国等による対イラク武力行使を支持するに至った外務省内における当時の検討・意思決定過程を改めて検証し、今後の政策立案・実施に役立てることにあつた。そして、本件検証を行い、本件文書1を作成する過程においては、その取扱いに留意する必要がある情報を整理するとともに、当時の公電、調書等の多数の関連書類の収集及び当時の省内関係者へのインタビュー等を行い、我が国が行った情報収集及び分析の具体的手法、情報収集内容、我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を調査、確認したものである。

(2) しかるに、本件検証を行うに当たって調査、確認された上記の諸点について明らかになれば、情報収集に関わる他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、今後我が国の安全を維持するための必要な情報収集に支障が出る可能性が大きいことが容易に想定される上、他国等が我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけでなく、将来的に類似の事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるため、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれ及び我が国の安全が害されるおそれがある。そのため、本件検証に係る報告書である本件文書1は、非公開を前提とした議論に基づいて作成されたものである。

2 現下の国際情勢に鑑みれば、いずれかの国が武力行使に至る事態が起こり、我が国としての立場、政策を定める必要性が生じることが十分に想定されること

(1) 上記1(2)で述べた「類似の事案」とは、いずれかの国が武力行使を行う場合であつて、我が国としての立場・政策を定める必要を生じさせる程度及び我が国としての立場・政策を定めるに当たっての考慮事項等について、対イラク武力行使の場合と一定程度の類似性が認められる場合を指している。

武力行使が実際に行われており、これに対する我が国としての立場・政策を実際に策定しているという現下の国際情勢及び我が国の対応に鑑みれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ可能性は実際に存在しており、これに対する我が国の立場・政策を策定する必要に迫られるという状況もまた十分に想定される場所であって、いずれかの国が武力行使に及ぶ事態が生じ、これに対する我が国としての立場・政策を策定するという類似の事案が発生した場合を考慮することは当然である。そして、このような類似の事案が発生する事態を想定した場合、我が国としての立場・政策を策定するに当たって我が国が行った情報収集の具体的手法、情報収集内容、我が国が重視した視点、論点、関心事項が関係国に対して明らかになれば、関係国との交渉上不利を被ることは明らかである。

- (2) 上記の「関係国」とは、上記(1)で述べた類似の事案において武力行使に及ぶ国及びその対象となる国に加えて、武力行使が発生した場合に、安全保障面で重大な脅威にさらされるなど、当該武力行使に関して直接的な利害関係を有する国や、当該武力行使につき直接的な関係を有しないとしても、自国を取り巻く情勢や歴史的経緯等様々な側面を理由に利害関係を有する国を指す。

武力行使が実際に行われている現下の国際情勢に鑑みれば、武力行使を行う主体及び武力行使の対象について明確な予測を行うことは困難である一方、現代において、武力行使に関する問題は国際社会にとって、規範的な観点からも含め最も重要な論点の一つであり、また、現在の国際環境や国際社会において諸国が従うべき規範が、立場や利害、主義・主張を異にする様々な国等の間で行われる不断の外交実践の累積の上に成り立っていることに鑑みれば、いずれかの国が武力行使に及ぶという事態が生じた場合、当該武力行使に直接関わらない国であっても、その国を取り巻く情勢や歴史的経緯等様々な側面から利害関係をもち得るし、そのために当該武力行使に関して積

極的な外交活動を展開することが想定されるのである。

このように、いかなる国がいかなる国等に対して武力行使に及ぶのかを明確に予測するのは不可能であり、その一方で、武力行使に関しては様々な国等が利害関係を持つことがあり得、そのために利害関係を有する様々な国が武力行使に関して積極的な外交活動を展開することが想定される中で、我が国が対イラク武力行使を支持するという当時の判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項等が明らかとなれば、それを用いて関係国が我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うこととなるおそれは、現実的なものとなる。

- (3) これに対し、原告は、東京高裁平成26年判決の判断手法につき言及しつつ、東京高裁平成26年判決においては「『他国』について具体的国名をあげ、それらの国による過去の実際の言動に照らして、『交渉上不利益を被ることとなる蓋然性』を裁判所自らが判断して」おり、「このような2014年日韓会談高裁判決が採用した判断の枠組みは、本件訴訟においても踏襲されるべき」と主張する（原告準備書面(2)・4、5及び7ページ）。

しかしながら、東京高裁平成26年判決は、主に財産・請求権問題や竹島問題に係る資料の開示が問題となっており、我が国が今後の交渉上不利益を被るおそれのある「他国」として主に韓国、北朝鮮しか想定されない事案であるのに対し、対イラク武力行使の類似の事案（上記(1)）については、上記(2)で述べたとおり、いかなる国がいかなる国等に対して武力行使に及ぶのかを明確に予測するのが困難であり、その一方で、武力行使に関しては様々な国が利害関係を持ち得るのであり、それゆえ、利害関係を有する様々な国が武力行使に関して積極的な外交活動を展開することが想定されるのであって、「他国」として想定されるのが特定の国に限られるというものではない。このように、武力行使の問題に関しては国際社会における錯綜した利害関係を考慮に入れる必要があり、この点で東京高裁平成26年判決の事案

とは著しく事情を異にする。

以上の点に照らせば、本件において、我が国が交渉上不利益を被るおそれのある相手方、また、自国を利する形での効果的な外交活動を行うこととなる主体である「関係国」、「他国」を具体的に述べることは不可能であるから、原告の主張は失当である。

3 本件文書1の各不開示部分における不開示情報該当性

(1) 1ページ21行目17文字目から22行目まで及び参考資料3に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該各不開示部分には、本件検証を行うに当たって外務省が参考にした各種資料の数、作成時期及び資料の内容を示す標目が記載されている。

なお、文書の内容を示す標目には、情報収集先、収集した情報内容を示す標目もあり、その中には関係国・機関の高官の氏名を記したものが複数含まれている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(ア) 原告は、資料の「種類、性質、数を明らかにすることが直ちに政府の情報収集能力を明らかにすることにはならない」、「参考にした資料の数と標目だけで、検討・意思決定の過程の概略が明らかになるなど(マ)いうことは通常あり得ない」と主張する(原告準備書面(2)第3の1(2)・9及び10ページ)。

しかしながら、不開示部分に含まれる資料の内容を示す標目を参照すれば、情報収集先や収集した内容を把握することができることから、我が国政府の情報源・情報収集能力が明らかとなる。また、上記アのとおり、不開示部分には作成時期及び資料の内容を示す標目が記載されていることから、情報収集先や収集した内容と併せて、対イラク武力行使の問題に関する検討・意思決定のために作成された資料の内容及び作成時

期をある程度把握することができ、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定過程の概略が明らかとなる。したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が、我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を推察することが可能となるほか、我が国の情報収集・分析能力等を推察することも可能となることから、他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) さらに、標目のうち関係国・機関の高官の氏名を記したものについては、当該高官から特定の時期に情報提供がなされたことが判別されるものであり、公にすることにより、当該関係国・機関との信頼関係が損なわれるおそれ大きい。

ウ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

本件検証の目的は、外務省内における当時の政策決定過程を検証し、もって教訓を学び、今後の政策立案・決定過程に役立てることにあり、前記第2の1で述べたとおり、そもそも対外公表を前提に作成したものではない。

したがって、その内容が後日に公開されることが予想される事態となれば、今後、同種資料を作成することが躊躇され、その結果として政府部内において情報の共有を図ることが困難となり、政府部内における協議、検討をする上で多大な支障が生ずることになる。

さらに、これらの情報が公にされることにより、我が国の関心事項や情報収集能力、検討及び意思決定の過程が明らかになる点については、上記イにおいて述べたとおりであり、将来的に類似の事案が発生した場合において、これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考とするなど、我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 1 ページ脚注 3 行目から 6 行目まで

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、本件文書 1 を作成するに当たり外務省が実施したインタビューの対象者の氏名及び肩書が記載されている。

イ 情報公開法 5 条 5 号の不開示情報該当性

被告準備書面(2)第 3 の 2 (2)ア (9 ページ) で述べたとおり、非公開を前提に実施されたインタビューの対象者に関する情報を公にすれば、本件検証に関する情報を得ようとする者等からインタビューの対象者に対して不当な働きかけが行われるおそれがあるところ、ここでいう不当な働きかけとは、対イラク武力行使の発生時から 10 年余りしか経過しておらず、我が国を含む関係国において、当時の意思決定に関与していた者の多くが引き続き外交活動に従事している中で、現在も様々な形で外交活動に関わっているインタビュー対象者が、対イラク武力行使及び本件検証に関する情報を得ようとする者等からの工作活動や脅迫の対象となるといった事態を意味している。そういった事態が起り得ることも踏まえれば、今後、我が国政府の外交政策に関する検証等を行う場合において、インタビュー対象者等の関係者が、いずれは自己に関する情報が公にされることをおそれ、その結果、関係者から忌憚のない意見を得ることが困難となるおそれがあることには十分な理由がある。

したがって、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

ウ 情報公開法 5 条 6 号の不開示情報該当性

被告準備書面(2)第 3 の 2 (4) (9 及び 10 ページ) で述べたとおり、当該不開示部分に係る情報は、外務省の担当者らが外交政策を検討する中で、非公開を前提として実施されたインタビューの対象者の氏名、肩書であることから、そのような個人が特定される情報が後日に公開されることが予

想される事態となれば、関係者等から機微な内容を含む事項を聴取することや、関係者との間で外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換ができないこととなり、政府部内における協議、検討、検証等の事務を行う上で多大な支障が生ずることとなる。

(3) 2 ページ 1 行目から 1 1 行目、項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分及び項目「2001年以降の展開」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク戦争の経緯に係る記述であって、「湾岸戦争」、「大量破壊兵器の隠匿」及び「2001年以降の展開」の各項目ごとに、本件検証を行う上での前提となるイラク情勢に関する事実関係を整理したものである。具体的には、項目「湾岸戦争」に係る不開示部分については、イラクによるクウェート侵攻から停戦決議に至るまでの国際社会、特に安保理、米国、イラク及び米軍を中心とする多国籍軍の動き等、経緯・背景等が記載されている。項目「大量破壊兵器の隠匿」に係る不開示部分については、停戦決議受入れ以降イラクによる査察受入れ拒否に至るまでのイラクにおける大量破壊兵器に関する査察の状況やイラク政府の対応に関するものを中心に、経緯・背景が記載されている。項目「2001年以降の展開」においては、2001年1月の米国におけるブッシュ政権成立以降対イラク武力行使に至るまでの、米国の対応、イラクと関係国際機関とのやりとりを中心に経緯・背景等が記載されている。

なお、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 当該不開示部分に係る情報を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との信頼関係が損なわれるおそれ及び関係国との交渉上不利益を被るおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の3(2)(10及び11ページ)で述べたとおりである。

(4) この点、原告は、当該不開示部分の分量が「およそ2頁」であることを前提として、「公表資料の該当部分の方が、明らかに分量が多く、本件不開示部分の記載の大部分は、すでに公にされている資料と重複しているであろうことが合理的に推測できる」(原告準備書面(2)・14ページ)、「この程度の分量の内容で国が行う『情報収集・分析能力等を推察』することなど到底不可能である」、「当該記載部分は、事実整理をした部分というのであるから、『重要視した視点、論点、関心事項等』が分かっても、それをどのように評価したのは記載されて」おらず、「その事実整理だけから『報告書の具体的な内容を類推すること』など不可能である」(15ページ)と主張する。

しかしながら、上記アのとおり、そもそも分量を明らかにすること自体、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、当該不開示部分の分量を明らかにしていないのであって、「およそ2頁」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く。

この点をおき、「報告の主なポイント」等で既に公表されている内容が含まれていたとしても、当該不開示部分は、政策決定過程に関する検証を行うことを目的とした取捨選択を経たものであるから、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるだけではなく、当該不開示部分に記載された事実と、これに記載されていない事実(公表されている事実ではあるが本件文書1には記載されることがなかった事実)とを比較対照したり、あるいは、当該不開示部分

に記載された事実のうち、「報告の主なポイント」等の公表資料には記載されていない事実を精査したりすることによって、我が国が当時判断を行う上でいかなる事実関係を重視したか、あるいは格別重要視しなかった事実は何かを推察することが可能となり、ひいては我が国が重要視した視点、論点、関心事項等が明らかになるから、その結果、本件文書1に記載された具体的な検証内容を類推することが可能となるものである。

これにより、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

(ウ) また、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

この点、原告は、情報公開法5条6号該当性の項目においてはああるが、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず、その国との関係で日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない。」などとして、主に財産・請求権問題や竹島問題に係る資料の開示が問題となった事案についての東京高裁平成26年判決が「他国」について具体的国名を挙げて特定した上で、それらの国による過去の実際の言動に照らして、開示された場合に将来どのような主張を我が国に対して行ってくるかを検討していることに留意すべきである旨主張する（原告準備書面(2)17及び18ページ）。

しかしながら、前記2(3)でも述べたとおり、日韓会談においては、主として想定される「関係国」が韓国、北朝鮮に限られるのに対し、昨今イラク情勢を含む中東情勢が、多様な要因が相互に影響し合う中で非常に激しい変動を見せており、域内外の諸国が様々な利害関係を有する形で関与してきているところ、今後域内外の諸国がどのような形でイラクを含む中東情勢に関与することとなるか明確に予測することは困難である。それゆえ、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることによって、自国を利するための参考となり得る情報を得ることとなる「関係国」を列挙して特定することは極めて困難である。また、仮に一部の国を特定することが可能であるとしても、我が国がどの国を「関係国」とみなしているかを詳らかにすること自体、その特定された国のみならず、その他の関係国に対して、我が国がイラクを含む中東情勢についていかなる見方をしているかを明らかにすることになり、他国との交渉上不利益を被るおそれが生じるのである。したがって、「関係国」を特定していないとして被告の主張を論難する原告の主張は、上記で述べた昨今の中東情勢を踏まえないものであり、失当である。

(エ) 以上のとおり、公にすることにより、これらの他国との交渉上不利益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものである点については、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内での率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては被告準備書面(2)第3の3(4)(12ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は、「この程度の分量の内容で、国が行う『情報収集・分析能力等を推察』することなど到底不可能である」などと主張するとともに、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する（原告準備書面(2) 17及び18ページ）。

しかし、前記アのとおり、当該不開示部分の分量は公表することはできず、実際に明らかにしていないから、分量が「およそ2頁」であることを前提とする原告の主張は前提を欠く。また、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」が起こることが十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである。

よって、原告の上記主張はいずれも失当である。

(4) 項目「国際社会の情勢」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク情勢に関する国際社会の動きに係る記述であって、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった関係国・地域の政治情勢、安全保障関連情勢に関する我が国の分析・評価等が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(ア) 原告は、「わずか1頁程度（甲5）にまとめた内容から、『情報収集・分析能力等』を推察することなど不可能」と主張する（原告準備書面(2)・19ページ）が、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国と

の交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていないのであって、「わずか1頁程度」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠くものである。

- (4) また、原告は、「日本及び外務省が『どの国・地域』（『側面』は趣旨が不明）に焦点を当てていたかという事情だけで、『我が国の今後の対応等を正確に予測』することなど到底考えられないし、『自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能』とも考えられない」と主張する（原告準備書面(2)・19ページ）。

しかしながら、対イラク武力行使の事案と同様に、いずれかの国が武力行使を行う事態が生じた場合には、当該武力行使に直接の利害関係を有する国々のみならず、当該武力行使に直接的に関わらない国々であっても、その国を取り巻く情勢や歴史的経緯等様々な側面から利害関係を持ち得、それゆえに、直接・間接の利害関係を有する国々が、当該武力行使に関して積極的な外交活動を展開することが想定される。このような中で、我が国が対イラク武力行使を支持するという判断を行うに当たり、当時のイラク情勢をめぐる諸事情のうち、どの国、地域、側面（我が国が着目した特定の国、地域における内外の政治情勢及びそれに関連する事情）に焦点を当てていたかが明らかになれば、我が国が大量破壊兵器の問題等のイラク情勢をめぐる当時の我が国の検討の視点や関心の対象、及びこれらの国・地域的情勢が我が国の政策決定に与えた影響等を推察することができることとなるから、これが公にされることにより、将来的にいずれかの国が武力行使に至るという事態が生じ、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法・政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。

(ウ) さらに、イラク情勢をめぐる動きについての我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる（「関係国」が特定されていないとして被告の主張を論難する原告の主張が、イラク情勢の性格を踏まえないものであり失当であることは、上記(3)イで述べたとおりである）。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の4(4)（14ページ）で述べたとおりである。

この点、原告は、「わずか1頁程度にまとめた内容」によって「『イラク情勢をめぐる我が国の検討の視点や関心の対象等が明らかになる』としても極めて限定的で、かつ、抽象的なもの」と主張する（原告準備書面(2)・21ページ）が、当該不開示部分の分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていないことは上記イのとおりであり、「わずか1頁程度」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠く。

また、原告は「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」と主張する（原告準備書面(2)21及び22ページ）。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事

案」の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりであり、原告の主張は失当である。

(5) 項目「日本の状況」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、当時の我が国政府が行った外交及び安全保障上の取組等に係る内容であって、いわゆる9.11同時多発テロ事件を受けた我が国の対応、及び、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景となった、対イラク武力行使前後の我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢について記載されている。

なお、当該項目は「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）における〈我が国の外交努力〉に対応するものではなく、当該不開示部分の情報内容は「報告の主なポイント」には記載されていない。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(ア) 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、他国との交渉上不利を被るおそれ、及び我が国の安全が害されるおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の5(2)(15ページ)で述べたとおりである。

(イ) これに対し、原告は、「わずか10行程度の分量」で『外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項』を推測するのは困難」と主張する(原告準備書面(2)・23ページ)。

しかしながら、当該不開示部分には、対イラク武力行使への我が国の対応を検討する上で重要な背景事情となった我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢が、取捨選択の上で記載されており、その中には、我が国が行った安全保障上の取組や、安全保障に関する我が国の見解も含まれているのであって、公にすることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮

している事項等が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることが可能となり、我が国が関係国との交渉上不利益を被るおそれがあること、我が国の安全が害されるおそれがあることは明らかである。したがって、「10行程度の分量」であったとしても、それは取捨選択の上で我が国が重要と考える事項ないし我が国の見解が凝縮されたことによるのであるから、「10行程度の分量」であることを理由に被告の主張を論難する原告の主張は、失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあること点については、被告準備書面(2)第3の5(4)(16ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は、「わずか10行程度の記述」をもって、『我が国の今後の対応を推察することが可能』となり、『我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある』としても、極めて抽象的な支障に過ぎないと主張する(原告準備書面(2)・24及び25ページ)が、前記イのとおり、当該不開示部分に係る情報は、対イラク武力行使についての我が国の対応を検討する上で重要な背景事情となった我が国の外交的努力を中心とした我が国を取り巻く情勢が、取捨選択の上で記載されており、その中には我が国が行った安全保障上の取組や、安全保障に関する我が国の見解も含まれているのであって、公にすることにより、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項

等が明らかとなるから、我が国の安全保障及びそれに関連する関係国との交渉において、関係国が当該不開示部分に係る情報を参考として用いることが可能となり、我が国が関係国との交渉上不利益被るおそれがあること、我が国の安全が害されるおそれがあることは明らかである。このことは、当該情報を公にした場合、我が国政府の外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることの根拠となるものでもある。

よって、原告の上記主張は失当である。

(6) 項目「対イラク武力行使支持に至る我が国政府の検討過程・外交努力の概観」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、2002年初めから2003年3月至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力についての記述であり、具体的には、対イラク武力行使に至る我が国政府の検討の契機、イラク情勢の緊張の高まりを受けて、同情勢に対応するため、外務省内でどのような体制が生まれ、どのような情報収集・分析・検討が行われたか、政府部内でどのような協議が行われたか、我が国と関係国との間でどのようなやり取りが行われたか、いかなる判断の下で対イラク武力行使支持の政策決定が行われたか等について、時系列で、関係国の国名、我が国及び外国政府高官の氏名を列挙するなどして、具体的かつ詳細な内容が記載されている。

なお、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではない。そのため、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではないのであつ

て、上記「報告の主なポイント」において2002年初めから2003年3月に至るまでの、我が国政府内での検討過程及び外交努力に関する記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たない。また、当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、当該不開示部分の記載は上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである。よって、「報告の主なポイント」による「要約と重複する部分を不開示にする理由は全くない」（原告準備書面(2)25ページ）との原告の主張は失当である。

さらに、本件文書1と「日本の外交努力」（甲第9号証）との関係については、後者は、存在を公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されたものであるのに対して、前者は、検証を行うに際して特に注目すべき我が国と関係国との間でのやりとりを採り上げて、それに対する評価も交えつつ具体的かつ詳細な内容が記載されたものであり、両者は内容、性質の異なる文書であって、同列に扱うことはできないから、「日本の外交努力」の記述と本件文書1の記述とが「常識的に考えて大部分が重複するものと考えられ」、「かかる意味でも本件の記述部分を不開示にする理由はない」とする原告の主張（原告準備書面(2)・26ページ）は失当である。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 原告は、「この程度の分量の記載で『我が国の情報収集・分析能力』を推測するとしても、到底精度の高い『推測』にはなりえない。」「同じく、関心事項や考慮している事項として明らかになる内容もたかが知れている」などと主張する（原告準備書面(2)・26ページ）。

しかしながら、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、我が国が当時判断を行う上で重視した

視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。そのため、「この程度の分量」であることを前提とする原告の主張は前提を欠くものである。

(イ) この点においても、被告準備書面(2)第3の6(2)ア(7)(17ページ)でも述べたとおり、当該不開示部分に係る情報は、イラク問題に対する我が国の対応を検討していく上で考慮に入れた事項、検討過程において採られていた方針ないし立場、政策決定に関与した部署等の体制、及び関係国とのやり取り等であり、公にすることにより、我が国の情報収集・分析能力等を推察することが可能となるほか、外交及び安全保障関係における我が国の関心事項及び政策決定において我が国が考慮している事項等が明らかとなるから、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。また、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。

(ロ) また、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)・27ページ)。

しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、

「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

(り) さらに、被告準備書面(2)第3の6(2)ア(イ)(17ページ)のとおり、関係国との必ずしも公になることを前提としない個別具体的なやり取りを公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(エ) したがって、当該不開示部分を公開することにより、国の安全が害されるおそれ、関係国との交渉上不利益を被るおそれ、及び関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の6(4)(18ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)28ページ)。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

(7) 項目「情報収集についての検証：情報の種類、情報収集先、情報要求・指針」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、我が国による情報収集についての検証に関する記述であり、収集した情報の種類（何に関する情報を収集したか）、主要な情報収集先、在外公館への指示に関する記載を含め、政策決定を行うに当たりどのような情報を収集しようとしたか等についての詳細な検証結果が記載されている。この中には、特に注目すべき情報を挙げて、どういった相手方からどの程度の回数当該情報を入手したのかという記載も含まれている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 原告は、「数ページ程度の文章にまとめられただけであるから、個別の書類に記載された具体的な情報そのものでなく、抽象化し、全体的に包括した記述がなされているものである」と主張するが（原告準備書面(2)・29ページ）、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。そのため、「数ページ程度の文章」であることを前提とする原告の主張は前提を欠くものである。

(4) また、原告は、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）の記述を挙げて、「少なくとも主要な情報収集先については、秘匿する必要がない」と主張するが（原告準備書面(2)・29ページ）、上記「報告の主なポイント」で既に公開されている情報と比し、より具体的な情報収集先や、情報収集についての具体的方法や内容が当該不開示部分に記載されていることに鑑みれば、公にすることにより、我が国の情報収集先・情報源、情報収集の対象に係る関心事項、情報収集能力等が明らかとなるから、安全保障に関する問題はもとより、我が国と何らかの問題で緊

張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがある上、国の安全が害されるおそれがあることは明らかである。

(り) さらに、情報収集先には関係国の関係者が含まれることから、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の7(2)ア(イ)(19ページ)で述べたとおりである。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の7(4)(20ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は、「情報収集についての具体的方法や内容が公開されていることもあるし、主要な情報収集先もすでに公表されているが、外交事務等への支障は生じていない」と主張するが(原告準備書面(2)・31ページ)、前記イのとおり、当該不開示部分の記述は、情報の具体性において既に公表されている内容とは著しい差があるのであって、原告の主張は失当である。また、原告は、尖閣諸島問題に関する新聞報道も挙げて外交事務等への支障が生じたことはない旨主張するが(原告準備書面(2)・31ページ)、報道がされたとしても、それは飽くまでも報道機関等によるものであって政府が公表したものではないのであるから、当該報道をもって我が国政府の外交事務に支障が生じないということにはならない上、仮に報道されたことが事実を含むものであったとしても、それは報道機関の意見・見解が反映されたものであるし、同じ事実であってもそれを政府が

政府の見解として公表するのと、私人である報道機関が報道するのとでは外交事務に及ぼす影響は全く異なるのであるから、いずれにしても原告の主張は失当である。

(8) 項目「分析についての検証：分析手法、分析結果と共有」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使をめぐるイラク情勢に関して収集された情報の分析、及び分析結果の共有等についての詳細な検証結果が記載されている。具体的には、対イラク武力行使に関係するいくつかの特定の問題（武力行使により生じ得る影響）ないし動向に関する情報分析の在り方、作成された資料の内容及びその用途並びにそれらの共有の在り方について記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 被告準備書面(2)第3の8(2)ア(20及び21ページ)でも述べたとおり、当該不開示部分に係る情報は、公にすることにより、我が国による国際情勢の分析の方途・能力が明らかになるとともに、その分析結果が我が国政府の政策決定にどのように活用されるかという点が詳らかになるものであり、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。また、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利

益を被るおそれがある上、我が国の安全が害されるおそれがある。

(イ) これに対し、原告は、『「イラクを巡る情勢の経緯」(甲6)には、この不開示部分の記載分量以上に、イラクを巡る情勢の経緯が説明されている。加えて、『日本の外交努力』(甲9)というページには、日本が、イラク問題の平和的解決のためにいかなる外交努力を行ったかが具体的に記載されている。』と主張するが(原告準備書面(2)・32ページ)、『「イラクを巡る情勢の経緯」及び「日本の外交努力」の記述内容は、存在を公表しても差し支えない安保理決議、イラクの査察妨害等の事実経過(甲第6号証)や、会談及び報道発表(甲第9号証)が羅列されたもので、イラク問題に関する我が国の情勢分析等の評価を含まないものであって、専ら情報の分析及び分析結果の共有等についての詳細な検証結果を記載した当該不開示部分の記述とは共通するところのない、性格の異なる別種の資料であるから、原告の主張は失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)(21及び22ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、尖閣諸島問題に関する新聞報道を挙げて外交事務等への支障が生じたことはない旨主張するが(原告準備書面(2)・33及び34ページ)、かかる主張に理由がないことは、前記(7)エで述べたとおりである。

さらに、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら

具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する（原告準備書面(2)・34ページ）。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

(9) 項目「検討・意思決定プロセス」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、対イラク武力行使の問題に係る検討・意思決定プロセス及びそれに対する評価、検討・意思決定プロセスにおいて考慮された事項についての記述であり、外務省内及び政府部内でどのような手続を経て対イラク武力行使をめぐる政策検討及び意思決定がなされていたのかについての検証結果が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 被告準備書面(2)第3の9(2)ア(22及び23ページ)でも述べたとおり、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、我が国の政策検討の具体的な手続及び政策検討上の関心事項が明らかとなるから、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が起こり、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、我が国と何らかの問題で緊張関係に立つ関係国が我が国政府の意思形成過程及び政策検討上の関心事項等を基に、我が国の今後の対応を推察することが可能となるなど、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(4) これに対し、原告は、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)を挙げた上で、「当該不開示部分の分量が半ページもないことからすると、この部分に、前述の書籍等で具体的に書かれた情報以上に詳細な情報が本当に書かれているのか、大いに疑問である」(原告準備書面(2)・35ページ)、オランダの「検証結果の公表と比較して、本件文書の分量はごくわずかで、報告書の分量からしてそれほど詳細な内容が記載されているとは考えられない」(原告準備書面(2)・36ページ)などと主張する。

しかしながら、「半ページもない」分量であったとしても、それは取捨選択の上で我が国が重要と考える事項ないし我が国の見解が凝縮されたことによるのであるから、「半ページもない」分量であることを理由に被告の主張を論難する原告の主張は失当である。

また、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)は政府の作成した文書ではなく、著者や編集者の意見・見解が反映されたものであって、本件文書1とはそもそも性格の異なるものであるし、同じ事実であったとしても、政府が政府見解として公表するのと、私人が著作等で出版するのでは、外交交渉に及ぼす影響は全く異なる。

さらに、対イラク武力行使の問題について行われた他国の調査は、他国の立場で、他国特有の視点に基づいて行われたものであって、我が国が行った本件検証とは別個のものであり、我が国が行った本件検証と同列に論じることはできず、本件文書1、ひいては本件検証の内容を公にした場合に生じる影響を検討するに当たって、他国の調査結果及びその公表内容をもって、我が国における本件検証の内容についても同様に公表すべきという結論が導き出されるものではない。

したがって、原告の上記主張はいずれも失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の9(4)(23ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、尖閣諸島問題に関する新聞報道を挙げて外交事務等への支障が生じたことはない旨主張するが(原告準備書面(2)・37ページ)、かかる原告の主張に理由がないことは、前記(7)エのとおりである。

さらに、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)・37ページ)。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

(10) 項目「武力行使の支持に至るプロセス」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、2002年初め以降、我が国が対イラク武力行使に対する支持を表明するに至るまでの政策決定プロセスに関する記述であり、当該期間を通じての外務省による情勢認識、政府部内でのやり取り、外交努力の内容・具体的なやりとり、政策決定を行う際の判断要素等についての詳細な検証結果等が記載されている。特に、外交努力の内容・具体的なやりとりについては、我が国政府及び関係国政府の高官の氏名を記載したものであるほか、外交交渉の相手方の情勢認識や意図を推察し得る相

手方の具体的な発言内容も含まれている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 原告は、「当該不開示部分もせいぜい数ページ程度しかない」と主張するが（原告準備書面(2)・39ページ）、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。よって、「せいぜい数ページ程度しかない」ことを前提とする原告の主張は、前提を欠くものである。

(4) この点においても、被告準備書面(2)第3の10(2)ア(7)（24ページ）でも述べたとおり、当該不開示部分に係る情報が公になれば、我が国政府における対イラク武力行使支持に至る具体的な政策決定過程及び考慮事項等が明らかになるため、将来的にいずれかの国が武力行使に至る事態が起き、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるほか、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなり、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(9) これに対し、原告は、「日本の外交努力」（甲第9号証）には「日本政府が行った外交努力が具体的に書かれているし」、「55人が語るイ

ラク戦争」(甲第11号証)には「対イラク武力行使支持を表明する直前の時期のパウエル米国务長官と当時の小泉純一郎首相及び福田康夫官房長官との会談内容が具体的に書かれている」と主張する(原告準備書面(2)・38ページ)。

しかしながら、当該不開示部分と「日本の外交努力(甲第9号証)との関係については、前記(6)アのとおり、後者は、存在を公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されたものであるのに対して、前者は、外務省による情勢認識、政府部内でのやり取り、外交努力の内容・具体的なやり取り、政策決定を行う際の判断要素等についての詳細な検証結果等を記載しているものであり、「日本の外交努力」(甲第9号証)の記述と当該不開示部分の記述はその記述内容の性格が全く異なる。

また、前記(9)イ(イ)のとおり、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)は、政府の作成した文書ではなく、著者や編集者の意見・見解が反映されたものであって、本件文書1とはそもそも性格の異なるものであるし、同じ事実であったとしても、政府が政府見解として公表するのと、私人が著作等で出版するのとでは、外交交渉に及ぼす影響は全く異なる上、記述内容についても、当該不開示部分に「対イラク武力行使支持を表明する直前の時期のパウエル米国务長官と当時の小泉純一郎首相及び福田康夫官房長官との会談内容」が記載されているわけではない。

(エ) さらに、原告は、新聞記事にも外務省事務次官と駐日中国大使との会談の具体的なやり取りが報道されることもあるとして、「関係国高官と我が国政府との間で交わされた具体的なやり取りも含まれており、公にした場合、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある」との被告の主張(被告準備書面(2)第3の10(2)ア(イ)・24及び25ページ)に合理的根拠がない旨主張する(原告準備書面(2)・38及び39ページ)。

しかしながら、当該不開示部分には、当該関係国の情勢認識や意図を

推察し得る発言内容が含まれており、第三国が、当該関係国の当時の情勢認識や意図を手がかりとして、類似の問題が生じた場合に当該関係国の出方を推察することが可能となるから、公にした場合、当該関係国に交渉上の不利益が生ずるおそれがある情報を我が国が公開したとして、当該関係国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記第1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の10(4)(25ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、「日本の外交努力」(甲第9号証)、「尖閣接続水域に中国軍 政府、米と連携確認…NSCで協議」(甲第10号証)、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)等の記述を挙げつつ「これらの情報が公にされたからといって、『我が国の今後の外交交渉事務』に『支障』は生じていない」などと主張するが(原告準備書面(2)・40ページ)、「尖閣接続水域に中国軍 政府、米と連携確認…NSCで協議」(甲第10号証)及び「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)については、前記(7)エ及び(9)イで述べたとおり、私人による報道等により公にされたとしても、それは飽くまでも報道機関等の私人によるものであって、政府が作成した文書ではないのであるから、当該報道をもって我が国政府の外交事務に支障が生じないということにはならない上、仮に報道等により公表されたことが事実を含むものであったとしても、それは報道機関等の意見・見解が反映されたものであるし、同じ事実であってもそれを政府が政府の

見解として公表するのと、私人である報道機関が報道するのとでは外交事務に及ぼす影響は全く異なるのであるから、原告の主張には理由がない。

(11) 項目「米側への働きかけ」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、イラク問題に関する我が国から米国側への働きかけの詳細が記載されている。具体的には、対イラク武力行使に至るまでの我が国から米国側への働きかけの内容、我が国の意図、我が国からの働きかけに対する米国からの反応が、実際に会談等を行った我が国政府及び米国政府高官の氏名を特定した上で詳細に記載されているほか、我が国の働きかけについての評価も記載されている。特に、米国からの反応、働きかけの評価については、米国の情勢認識や意図を推察し得る情報も含まれている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 当該不開示部分に係る情報には、働きかけの内容、我が国の意図、米国からの反応、働きかけの評価も含む、イラク問題に関する我が国の米国側に対する働きかけの詳細が記載されており、公にすることにより、武力行使についての我が国の考えが詳らかになるとともに、対イラク武力行使に至るまでに米国側に対していかなる内容の働きかけを行ったかが明らかとなるものであり、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項を把握し、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。また、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための

参考となり得る情報を与えることとなる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

さらに、米国側からすれば、米国の情勢認識や意図も明らかになることとなり、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある（被告準備書面(2)第3の11(2)ア(ア)・26ページ）。

- (4) これに対し、原告は、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）において、「『武力行使の前に外交的手段を尽くすべきであり、国際的連帯が必要であるとの考え方を繰り返し伝達』（2枚目）と米国への働きかけの内容を公表している上、外務省ウェブサイト『日本の外交努力』（甲9）にも米国への働きかけの具体的内容が記載されている。」と主張する（原告準備書面(2)・41ページ）。

しかしながら、前記(6)アで述べたとおり、「報告の主なポイント」は、本件文書1の単なる抜き書きではなく、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」において米国への働きかけの内容が一部抽象的に記載されているからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たない。また、当該不開示部分における米国への働きかけに関する記載が具体的かつ詳細である点においても、「報告の主なポイント」とは一線を画すものであるし、当該不開示部分に記載されている我が国の米国に対する働きかけについての評価や、我が国の働きかけに対する米国からの反応については、上記「報告の主なポイント」には記載されていない。

また、「日本の外交努力」（甲第9号証）についても、前記(6)アで述べたとおり、存在を公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されているのに対して、当該不開示部分の記載は、行われた会談等のうち、特に重要視したものが取捨選択の上掲載されており、いかなる会談等が

抽出されたのかということ自体、我が国の関心事項等を推察するための貴重な情報となり得る上、当該不開示部分に記載されている我が国の米国に対する働きかけについての評価や、我が国の働きかけに対する米国からの反応については、上記「日本の外交努力」には記載されていない。

(ウ) さらに、原告は、「米国に対する働きかけは半ページ程度の記載しかなく、検証結果を取りまとめた報告書という位置づけからしても、この記述のみからこのようなおそれがあるとはとても考えられない。」(原告準備書面(2)・42ページ)などと主張するが、当該不開示部分が半ページ程度の内容であったとしても、対イラク武力行使に至るまでの我が国の米国側に対する働きかけについて、特に重要視した両国政府高官の会談等の内容が取捨選択の上記載されているのであって、当該不開示部分に記載された我が国の意図、米国からの反応、働きかけの内容が公にされることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることに変わりはない。

(エ) 原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)・42ページ)。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思

決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の11(4)(27ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、「日本の外交努力」(甲第9号証)を挙げつつ、「『我が国の今後の外交交渉事務』に『支障』は生じていない」などと主張するが、前記(6)アのとおり、「日本の外交努力」(甲第9号証)に記載された内容と、当該不開示部分に記載された内容とは性格の異なるものであり、同列に論ずることはできないのであって、当該不開示部分が公にされることによって、いかなる会談等に着目したかが明らかになったり、我が国の米国への働きかけについての評価や、米国側の反応が明らかになれば、今後の外交交渉事務に多大な支障を及ぼす結果が生じるのであるから、原告の上記主張には理由がない。

(12) 項目「米国以外の各国への働きかけ」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、我が国が米国以外の関係各国との間で、イラク問題への対応につきどのような外交努力を行ってきたのかに関する経緯・内容の詳細が記載されている。具体的には、関係各国に対する我が国の働きかけに関する事実経過、働きかけの具体的内容・意図、それに対する相手国又は関係国の反応に加えて、こうした外交交渉の効果に対する評価等が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(ア) 被告準備書面(2)第3の12(2)ア(ア)(28ページ)のとおり、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、我が国政府の関係各国への働きかけの詳細やそれに対する相手国又は関係国の反応、それに対する我が国の評価が明らかとなることから、関係各国との信頼関係が損なわ

れるおそれがある。

(イ) また、被告準備書面(2)第3の12(2)ア(イ)(28ページ)でも述べたとおり、対イラク武力行使の問題に関して我が国政府が関係各国といかなる調整を行い、働きかけを行ったかは、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる情報である。また、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他の関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。よって、公にすることにより、他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(ウ) これに対し、原告は、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)の記述を挙げて、「日本がその他の関係国に対し、『イラクによる査察無条件受け入れに向けた新たな安保理決議の採択について累次働きかけを行った』ことが記載されており、『日本の外交努力』(甲9)には、日本が米国以外の関係国に行った働きかけも含め、具体的事実が記載されている」と主張する(原告準備書面(2)・44ページ)。

しかしながら、当該不開示部分の記述は、イラクによる査察無条件受け入れに向けた新たな安保理決議の採択に関するものに限られるものではない上、関係各国との間における具体的な外交交渉の内容(実際の働きかけに向けた事前の調整状況)も記載されており、記述の具体性には格別のものがあるし、また、我が国政府が関係各国に対して働きかけを行った意図や、働きかけに対する相手国又は関係国の反応、働きかけに対する評価については、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)に

は記載されていない。

また、本件文書1と、「日本の外交努力」(甲第9号証)との関係については、前記(6)アのとおり、後者は、存在を公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されたものであるのに対して、前者は、検証を行うに際して特に注目すべき我が国と米国以外の関係各国との間でのやり取りを採り上げ、それに対する評価も交えつつ、具体的かつ詳細な内容が記載されたものであるから、当該不開示部分と「日本の外交努力」(甲第9号証)とは文書としての趣旨、性質が異なるものであって、両者を同列に扱うことはできないし、上記「日本の外交努力」に記載のある事実のみ切り分けて開示することもできない。

(エ) さらに、原告は、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)にも関係各国への働きかけ等が具体的に記載されている旨主張するが、前記(9)イ(イ)のとおり、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)は政府の作成した文書ではなく、著者や編集者の意見・見解が反映されたものであって、本件文書1とはそもそも性格の異なるものであるし、同じ事実であったとしても、政府が政府見解として公表するのと、私人が著作等で出版するのでは、外交交渉に及ぼす影響は全く異なるのであるから、いずれにしても原告の主張は失当である。

(オ) 加えて、原告は、「1頁にも満たないこの不開示部分について、これらの公開情報以上にどのくらいイラク問題の対応についての外交努力の経緯や内容が記載されているか、はなはだ疑わしい」と主張するが(原告準備書面(2)・44ページ)、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、そもそ

も分量を明らかにすることはできず、実際明らかにしていない。そのため、「1頁にも満たない」ことを前提とする原告の主張は前提を欠くものである。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある点については、被告準備書面(2)第3の12(4)(29ページ)で述べたとおりである。

また、原告は、「日本の外交努力」(甲第9号証)を挙げつつ、「『我が国の今後の外交交渉事務』に『支障』は生じていない」と主張するが(原告準備書面(2)・45ページ)、これに対しては、上記イで述べた反論がそのまま妥当するのであって、原告の上記主張には理由がない。

(13) 項目「武力行使の法的側面」(国際法上の合法性)に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題についての我が国の検討、及び我が国がこの問題について関係各国との間で行った調整や外交努力等に焦点を当てた詳細な検証結果が記載されている。具体的には、武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容、我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的態様及びその結果が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 被告準備書面(2)第3の13(2)ア(7)(29及び30ページ)で述べた

とおり、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、関係各国との外交交渉の詳細が明らかになることから、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある。

(イ) また、被告準備書面(2)第3の13(2)ア(イ)(30ページ)で述べたとおり、当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、我が国が対イラク武力行使支持という政策決定に至る上での法的側面についての検討の方途が明らかとなることから、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を正確に予測し、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となる。また、イラク情勢をめぐる我が国の認識が明らかになることにより、イラク及びその周辺国その他関係国との間での外交交渉において、当該関係国に対し、自国を利するための参考となり得る情報を与えることとなる。したがって、当該不開示部分を公にすることにより、関係国との交渉上不利益を被るおそれがある。

(ウ) これに対し、原告は、『武力行使についての法的根拠』という一般的な論理の話を秘密にすること自体、そもそも考え難い。国際法上の合法性は国連等で議論されている内容であり、日本でも、当時の小泉首相は(中略)と説明している。(原告準備書面(2)・46ページ)などとして、被告の主張を批判するが、当該不開示部分に係る情報は、武力行使についての法的根拠に係る一般的な記述や、米国による法的根拠に係る主張、公開の場における議論の内容というものではなく、上記アのとおり、武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容、我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的態様及びその結果について記載さ

れているものであるから、原告の主張は前提を誤るものである。

(エ) また、原告は、日本と他国との外交交渉について、「日本の外交努力」(甲第9号証)に具体的に記載されている旨主張する(原告準備書面(2)・46ページ)が、前記(6)アでも述べたとおり、「日本の外交努力」(甲第9号証)は、存在を公表しても差し支えない会談及び報道発表が羅列されているのに対して、当該不開示部分は、対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題について特に注目すべき調整・外交努力をとりあげ、我が国がいかなる意図をもってかかる調整・外交努力を行ったかが記載されているのであり、当該不開示部分と「日本の外交努力」(甲第9号証)とは文書としての趣旨、性質が異なるものであって、両者を同列に扱うことはできないし、上記「日本の外交努力」に記載のある具体的事実のみ切り分けて開示することもできない。

(オ) さらに、原告は、「55人が語るイラク戦争」(甲第11号証)も挙げて主張するが、これらは我が国政府として作成した文書ではなく性格の異なるものである。また、原告は、「研究ノート 武力行使に関する国連の法的枠組みの有効性」(甲第14号証)も挙げて主張するが、公開の場における議論の内容や公開されている米国等の政策、武力行使に係る学説を紹介・検討し、武力行使に関する国連の法的枠組みの有効性を検討している甲第14号証に対して、当該不開示部分には、対イラク武力行使の法的根拠をめぐる問題についての我が国の検討、及び我が国がこの問題について関係各国との間で行った調整や外交努力等に焦点を当てた詳細な検証結果、具体的には、武力行使の法的根拠についての我が国政府部内での検討内容、我が国が特定の意図を持って関係各国との間で調整や外交努力を行ったこと並びにその調整・外交努力の具体的態様及びその結果が記載されているのであり、両者は内容、性質の異なる文書であって、同列に扱うことはできない。

(カ) 加えて、原告は、「不開示部分の記載分量は1頁にも満たない程度であり、上記公表資料以上に詳細な情報が記載されているとは考えにくい」と主張するが（原告準備書面(2)・47ページ）、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。そのため、「1頁にも満たない程度」であることを前提とする原告の主張は、前提を欠くものである。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記第1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

我が国の今後の外交交渉事務に支障を及ぼすおそれがある点については、被告準備書面(2)第3の13(4)（31ページ）で述べたとおりである。

また、原告は、「国際法上の合法性は国連等で公に議論されている内容であり、関係各国の見解や外交行為も外務省調査月報（甲14）で詳細に紹介されているが、これによって『我が国の今後の外交交渉事務』に『支障』は生じていない。」などと主張するが（原告準備書面(2)・47ページ）、当該不開示部分に係る記述が公開の場における議論の内容というものではないこと、及び「研究ノート 武力行使に関する国連の法的枠組みの有効性」（甲第14号証）は我が国政府として作成した文書ではなく、本件文書1とは性格の異なるものであることは、上記イのとおりであるか

ら、原告の主張には理由がない。

(14) 項目「武力行使の支持の理由」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、当時の我が国を取り巻く安全保障環境等の情勢と
いった具体的かつ詳細な考慮事項を含む、我が国による対イラク武力行使
支持の具体的な理由・考慮事項が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、他国との交渉上不
利益を被るおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の14(2)ア(3
1及び32ページ)で述べたとおりであるが、更にこの点についてふえ
んとすると、一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢そのものや、
従前の我が国の対応そのもののみを見ても正確な予測を行い得るもので
はなく、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったの
かという点に着目することが重要であり、我が国政府自身が行った検証
の結果としての対イラク武力行使に関する我が国の意思決定理由・考慮
事項の具体的かつ詳細な内容が公にされることとなれば、将来的にいず
れかの国が武力行使に及ぶ事態が発生し、我が国としての立場・政策を
策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関
係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討
上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を予測するに際して、国際
情勢や従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能
となり、その結果、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが
可能となるのであり、その際には、他国との外交交渉上我が国が不利益
を被るおそれが生じる。これに加えて、当該不開示部分に、対イラク武
力行使支持に当たっての考慮事項の1つである、当時の我が国を取り巻
く安全保障環境等の情勢が含まれていることも併せれば、取り分け、安

全保障に関する問題その他の問題で我が国と緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがあることは明らかである。

- (イ) これに対し、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』ないし『他国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する（原告準備書面(2)・49ページ）。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

この点、原告は、「被告は、『報告の主なポイント』（甲4の2）として、本件文書1の主なポイントについて外務省のウェブサイト上で公開している。このことからすれば、『公にしないことを前提としていなかった』部分が存在することは明白である」として、本件文書1について公にしないことを前提としていた旨の被告の主張は成り立ち得ない主張である（原告準備書面(2)・50及び51ページ）旨主張する。

しかしながら、そもそも、「報告の主なポイント」は、前記(6)アのとおり、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきの方針に基づき、本件文書1の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであり、本件検証の当初から（一部であれ）公表することが予定されていたということで

はない。また、「報告の主なポイント」は、上記のとおり、弊害のない範囲で作成されたものであって、本件文書1の単なる抜き書きではないし、特に、我が国による対イラク武力行使支持の具体的な理由・考慮事項が記載されている当該不開示部分の記述は、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）には記載されていない。以上のとおりであるから、原告の上記主張は失当である。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の14(4)（32ページ）で述べたとおりである。

この点、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのが全く不明確である」とか、「被告の主張は『これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる』主体について明らかにしておらず、『外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす』具体的な蓋然性についてなんら主張立証できていないも同然である」などと主張する（原告準備書面(2)・51及び52ページ）。

しかしながら、「類似の事案」及びその際の「我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる」主体である「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである。しかも、前記イで述べたとおり、当該不開示部分には、対イラク武力行使支持に当たっての考慮事項の1つである、当時の我が国を取り巻く安全保障環境等の情勢に関する記述が含まれていることから、取り分け、安全保障に関する問題その他の問題で我が国と緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがあると主張しており、このことは、我が国外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があることの根拠ともなるのである。したがって、「類似の事案」が何を指すのか不明で

あり、「これらの情報を我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる」主体も不明であるとして、外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性が何ら主張立証されていないとの原告の主張は失当である。

(15) 項目「国民への説明責任についての検証：国会、広報等」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、イラク問題をめぐる我が国の対応に関し、国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき国民の理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明等の具体的な取組について、その効果も含めた詳細な検証結果が記載されている。

なお、前記(6)アのとおり、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一の部分と、そうでない部分とを区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」において「本件に対する国民の理解を得るための広報の重要性は早くから認識されており、また、ホームページを含め種々の努力が払われてきた」との記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たない。また、当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(ア) 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、他国との交渉上不

利益を被るおそれ、我が国の安全が害されるおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の15(2)ア(33ページ)で述べたとおりであるが、更にふえんとすると、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要性が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国の対応を推察するに際しては、国際情勢そのものや既に公開されている従前の我が国の対応そのもののみを見ても正確な予測を行い得るものではなく、我が国がいかなる事項等を重視していたかが重要であり、我が国政府自身が行った対イラク武力行使の問題に係る検証の結果として外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき理解の在り方に関する検討、及び具体的なメッセージを含む広報活動の態様、国会議員への説明機会や内容等の具体的な取組について、その効果等も含めた詳細な検証結果が公にされることとなれば、上記で述べた類似の事案に際して関係国が我が国の対応を予測するに当たり、国際情勢や既に公開されている従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能となり、その結果、自国を利する形での効果的な外交工作活動を行うことが可能となるのであり、その際には、他国との交渉上不利益を被るおそれが生じる。

- (イ) これに対し、原告は「『国民への広報』の内容はすでに公開されている」と主張するが(原告準備書面(2)・53ページ)、当該不開示部分の記載内容は、上記アのとおり、国民への説明責任を果たすとの観点から外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき理解の在り方に関する検討、国会議員への説明内容、その効果も記載されており、これらの具体的な検討・説明内容や効果に関する政府としての評価は公開されているものではない上、一部に公開されている情報が含まれているとしても、その記載内容は取捨選択を経たものであること

に留意する必要がある。

(ウ) さらに、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』と主張するが、なんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する（原告準備書面(2)・53及び54ページ）。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、原告の上記主張は失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。特に、我が国による対イラク武力行使支持の具体的な理由・考慮事項が記載されている当該不開示部分の記述と、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）の記載とは一線を画すものであることについては、前記アで述べたとおりである。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の15(4)（34ページ）で述べたとおりである。

この点、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」とか、「被告の主張は『我が国政府の対応を推察する手がかりとする』主体について明らかにしておらず、『外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす』具体的な蓋然性についてなんら主張立証できていないも同然である」などと主張する（原告準備書面(2)・56ページ）。

しかしながら、「類似の事案」及びその際の「我が国の今後の対応を推察するための参考として用いる」主体である「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりであり、原告の主張は失当である。

(16) 項目「情報収集・分析」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、外務省の情報収集・分析の検証から導き出された教訓と今後の取組についての記述であり、情報源や情報収集能力、情勢分析について改善すべき点、収集・分析した情報の効果的活用のための改善策等について具体的に記載されている。その中には、対イラク武力行使に際して収集を目指していた特定の情報の収集に関する具体的態様やそれに対する改善策を含む評価も含まれる。

なお、原告は、「この項目については、A4の1頁足らずの分量である」としているが（原告準備書面(2)・57ページ）、不開示部分の分量を明らかにすることで、他の項目との比較において我が国が検証に当たって当該項目をどの程度重視していたか推察することが可能となり、ひいては我が国が当時判断を行う上で重視した視点、論点、関心事項を推察することが可能となるため、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることから、分量を明らかにすることはできず、実際に明らかにしていない。そのため、「1頁足らずの分量である」ことを前提とする原告の主張は、前提を欠くものである。

また、前記(6)アのとおり、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきとの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに

至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一部分とそうでない部分を区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」において情報収集・分析に関する記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たない。また、当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、当該不開示部分の記載は上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の16(2)(35ページ)で述べたとおりであるが、更にふえんすると、我が国の情報収集・分析能力等が明らかとなれば、我が国が現に有する、我が国に対する脅威の存在や脅威の度合いを測る能力が明らかとなるのであり、我が国の安全保障にとって深刻な問題が生じる。情報収集はあらゆる外交交渉の基礎となるものであり、外交政策に多大な影響を与える。我が国の情報収集・分析能力に関心を有する国は多く存在するのであり、その能力が、特に我が国と安全保障に関する問題はもとより、何らかの問題で緊張関係に立つ関係国に対して明らかとなった場合には、交渉に際してこれらの情報が当該関係国を利する形で用いられ、また場合によっては我が国の外交政策を不当に誘導する工作が行われ得ることは、容易に想定されることである。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内での率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、「報告の主なポイ

ント」に記載の要素とは具体的かつ詳細である点において当該不開示部分の記載は一線を画すものである点については、前記アのとおりである。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

(ア) 外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の16(4)(36ページ)で述べたとおりである。

(イ) この点、原告は、「どのような国との、どのような交渉において、どのような不利益が生じ得るのかについて何ら具体的な主張をするものではなく、『交渉上不利益を被るおそれ』や『外交事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ』の具体的な蓋然性が認められる余地はない」、「報告の主なポイント」において、「情報収集源や今後情報源として活用すべき関係先を明らかにしているのであるから、本件文書1を公表したとしても、『情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』の具体的な蓋然性はない」、「情報源そのものを明らかにすることと、当該情報源から得た情報の内容を明らかにすることは全く別問題であり」、「これらを峻別することなく、一律不開示としており、その決定は明らかに合理性を欠いている」などと主張する(原告準備書面(2)・59及び60ページ)。

しかしながら、安全保障上の問題その他の何らかの問題で緊張関係に立つ関係国との交渉上不利益を被るおそれがあることについては、前記イで述べたとおりである。また、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)において情報収集・分析に関する記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たないこと、当該不開示部分が具体的かつ詳細である点において上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである点については、上記アのとおりである。

さらに、情報収集源、情報の内容のいずれを公にした場合でも、信頼

関係が損なわれ、今後、かかる情報収集源等からの協力を得られなくなるおそれがあり、我が国政府の情報収集事務の適正な遂行に支障を及ぼし、もって我が国の安全に支障が生じ得るおそれがあることに変わりはない。

したがって、原告の上記主張は、いずれも失当である。

(17) 項目「政策決定・実施」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分は、対イラク武力行使支持という政策決定・実施に関する記述であり、当時の外務省と関係省庁等との連携・調整状況及びいかなる連携・調整の機会が意思決定の上でいかなる役割を果たしたか等の評価、我が国と米国との連携状況及びその外交的効果、我が国と米国以外の関係各国との連携状況及びその外交的効果並びに外務省の政策決定過程、具体的には省内での議論の態様や具体的に検討が行われた我が国の方針の具体的内容等に関する評価及び今後の教訓等が記載されている。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、他国と信頼関係が損なわれるおそれ、他国との交渉上不利益を被るおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の17(2)ア(36及び37ページ)で述べたとおりであるが、更にこの点についてふえんとすると、一国の外交政策を予測するに際しては、国際情勢そのものや既に公開されている従前の我が国の対応そのものだけを見ても正確な予測を行うことは困難であり、いかなる事項に着目し、いかなる理由から政策決定を行ったかという点こそが重要であって、我が国政府自身が行った検証の結果としての対イラク武力行使に関する我が国政府部内での検討の内容やその態様、教訓等の具体的かつ詳細な内容が公にされることとなれば、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定す

る必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国政府の政策検討・意思決定の手法、政策検討上の関心事項、更には我が国の今後の対応等を予測するに際して、国際情勢や従前の対応のみを根拠とするよりもより正確に予測することが可能となり、その結果、自国を利する形での効果的な外交活動を行うことが可能となるのであり、その際には、他国との外交交渉上我が国が不利益を被るおそれが生じる。

- (イ) また、原告は、関係各国との連携状況等については、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）において公表されている旨、オランダが調査結果として公表した報告書において、政策の経緯を詳細に公表している旨を指摘し、我が国が同様の情報内容を開示したからといって関係各国との信頼関係が損なわれる具体的な蓋然性はないと主張する（原告準備書面(2)・62ページ）。

しかしながら、前記(6)アのとおり、上記「報告の主なポイント」は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また、他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表されるに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一部分とそうでない部分を区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）において情報収集・分析に関する記載があるからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係には立たない。また、当該不開示部分の記載が具体的かつ詳細である点においても、当該不開示部分の記載は、上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである。

また、前記(9)イ(イ)のとおり、他国の調査内容については、他国の立場で、他国特有の視点に基づいて行われたものであって、我が国が行った検証とは目的や手法を含め全く別個のものであり、我が国が行った本件検証と同列に論じることはできず、本件文書1、ひいては本件検証の内容を公にした場合に生じる影響を検討するに当たって、他国の調査結果及びその公表内容をもって、我が国における本件検証の内容についても同様に公表すべきという結論が導き出されるものではない。

(ウ) さらに、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』及び『イラク〔…〕の周辺国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する（原告準備書面(2)・61及び62ページ）。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、「関係国」、イラクの「周辺国」を特定していないとして被告の主張を論難する原告の主張は、前記(3)イで述べた中東情勢の性質を踏まえないものであるから、原告の上記主張はいずれも失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、「報告の主なポイント」に記載の要素とは具体的かつ詳細である点において当該不開示部分の記載は一線を画すものである点については、前記イのとおりである。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の17(4)(38ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」とか、「『他国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本の今後の外交交渉事務に支障をきたす具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)・64ページ)。

しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりであり、原告の主張は失当である。

(18) 項目「国民への説明責任」に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、外務省が実施してきたイラク問題に関する各種広報活動及び国会議員等への説明に関する、その効果も含めた検証結果、今後に向けた改善点等についての提言等が記載されている。

なお、前記(6)アのとおり、「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)は、対イラク武力行使当時の外務省内における検討や政策決定過程の検証及び検証から得られた教訓について、他国との交渉上不利益を被らず、また他国との信頼関係を損なわない範囲でできる限り公表すべきの方針に基づき、当該文書の内容を精査した結果、新たに作成され、公表するに至ったものであり、本件文書1の単なる抜き書きではないため、当該文書の記述内容と同一部分とそうでない部分を区別することは容易ではないのであって、上記「報告の主なポイント」(甲第4号証の2)において「本件に対する国民の理解を得るための広報の重要性は早くから認識されており、また、ホームページを含め種々の努力が払われてきた」との記載があ

るからといって、当該不開示部分について直ちに開示すべきであるという関係は成り立たない。また、当該不開示部分の記載が具体的である点においても、当該不開示部分の記載は、上記「報告の主なポイント」とは一線を画すものである。

イ 情報公開法5条3号の不開示情報該当性

(7) 当該不開示部分に係る情報を公にすることにより、他国との交渉上不利を被るおそれ、我が国の安全が害されるおそれがあることは、被告準備書面(2)第3の18(2)ア(38及び39ページ)で述べたとおりであるが、更にふえんとすると、将来的にいずれかの国が武力行使に及ぶ事案が発生し、我が国としての立場・政策を策定する必要が生じた場合、当該武力行使について直接・間接の利害関係を有する関係国が我が国の対応を推察するに際しては、国際情勢そのものや既に公開されている従前の我が国の対応そのものを見ても正確な予測を行い得るものではなく、我が国がいかなる事項等を重視していたかが重要であり、我が国政府自身が行った検証の結果として外務省内で行われた説明責任を果たすための具体的手法や目指すべき理解の在り方に関する検討、イラク問題に関する広報活動の具体的な取組、及び改善に向けた提言が公にされることとなれば、上記で述べた類似の事案に際して関係国が我が国の対応を予測するに当たり、国際情勢や既に公開されている従前の対応のみを根拠とするよりも正確な予測を行うことが可能となり(今後に向けた提言が含まれており、今後の我が国の対応を予測することが一層可能となる)、その結果、自国を利する形での効果的な外交工作活動を行うことが可能となるのであり、その際には、他国との外交交渉上我が国が不利を被るおそれが生じる。

(4) これに対し、原告は「『国民への広報』の内容はすでに公開されている」と主張するが(原告準備書面(2)・66ページ)、当該不開示部分

の記載内容は、上記のとおり、イラク問題に関する各種広報活動及び国会議員等への説明に関する、その効果も含めた検証結果、今後に向けた改善点等についての具体的な提言等が記載されており、これらがそのまま公開されているというものではない。「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）においては、「国民への説明方法等につき、一層の改善をする余地があると思われる。」と、抽象的な記述にとどめているが、当該不開示部分においては、このような抽象的な記述ではなく、具体的な提言が記載されている。

(ウ) また、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『同種の問題』がなにを指すのかが全く不明確である」、「『関係国』及び『イラク [...] の周辺国』についてもなんら具体的な特定がなされておらず」、「日本が交渉上の不利益を被る具体的な蓋然性が認められる余地はない」などと主張する(原告準備書面(2)・66ページ)。しかしながら、「類似の事案」及び「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては前記2で述べたとおりであり、また、「関係国」、イラクの「周辺国」を特定していないとして被告の主張を論難する原告の主張は、前記(3)イで述べた中東情勢の性質を踏まえないものであるから、原告の上記主張はいずれも失当である。

ウ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。また、我が国による対イラク武力行使支持の具体的な理由・考慮事項が記載されている当該不開示部分の記述は、「報告の主なポイント」（甲第4号証の2）に記載の要素と

は一線を画すものである点については、前記アのとおりである。

エ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の18(4)(40ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は、「将来的に類似の事案が発生するとの蓋然性はなんら具体的な根拠に基づくものではない」、「『類似の事案』がなにを指すのかが全く不明確である」とか、「被告の主張は『我が国政府の対応を推察する手がかりとする』主体について明らかにしておらず、『外交事務の適正な遂行に支障を及ぼす』具体的な蓋然性についてはなんら主張立証できていないも同然である」、「どのような国との、どのような交渉において、どのような不利益が生じ得るのかについて何ら具体的な主張ができないことを自認したも同然である」と主張する(原告準備書面(2)・69ページ)。

しかしながら、「類似の事案」及びその際の「我が国政府の対応を推察する手がかりとする」主体である「関係国」の意味するところや、「類似の事案」の発生が十分に想定されることについては、前記2で述べたとおりである。また、安全保障その他の問題で我が国と緊張関係に立つ関係国が、我が国の対応を妨害すべく我が国国内世論工作等を行う上での参考として用いたり、主に広報活動に関する提言から、我が国の今後の対応を推察するための参考として用いることが容易に想定される。したがって、原告の上記主張は失当である。

(19) 参考資料2(検証チーム名簿)に係る不開示部分

ア 不開示部分の情報内容

当該不開示部分には、検証チームの構成員のうち、全体総括者を除く構成員の氏名及び当時の肩書が記載されている。

イ 情報公開法5条5号の不開示情報該当性

当該不開示部分に係る情報が、公にしないことを前提とした外務省内での率直な意見交換に基づき記載されたものであることは、前記1で述べたとおりであり、被告準備書面(2)第3の19(2)(40及び41ページ)で述べたとおり、公にすることにより、同省内の率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

なお、石川和秀在アメリカ合衆国大使館特命全権公使の氏名及び肩書に関しては、検証体制に関して可能な限りの説明を国民に対して行うとの観点から、全体を総括する者であったことから、同人の氏名及び肩書のみ公開してきたものであり、他の構成員に関しては事情が異なる。

また、当該検証チーム構成員は、当該検証に際して行われた議論の全体を把握している者であり、誰がどのような意見を述べたのかが明らかにならない場合であっても、本件検証に関する情報を得ようとする者等から構成員に対して不当な働きかけ(工作活動)が行われるおそれが存在する。

さらに、当時の肩書が公開されることとなれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、将来同種の作業が行われる際に外交工作の対象とすべき人員が推測され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなるだけでなく、現在その地位に就く者に引継ぎがなされていることを前提に、本件検証に関する情報を得ようとする者等から、当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る。

ウ 情報公開法5条6号の不開示情報該当性

外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることについては、被告準備書面(2)第3の19(4)(41ページ)で述べたとおりであり、当時の肩書が公開されることとなれば、この種の作業が行われる際に関与する人員の所属部署が推定されることとなり、将来同種の作業が行われる際に

外交工作の対象とすべき人員が推測され、外務省内の外交交渉に関する率直かつ忌憚のない意見交換が困難となり、今後の政府部内における協議、検討、検証等の事務を行うに際し、多大な支障が生ずることとなるだけでなく、現在その地位に就く者に引継ぎがなされていることを前提に、本件検証に関する情報を得ようとする者等から、当該職員に対して不当な働きかけが行われ得る。

第3 結語

以上のとおり、本件文書1の不開示部分に係る不開示決定は適法であり、本件文書1に係る原告の請求には理由がない。

以 上